美深町公示第　２２　号

美深町の発注に係る、建設工事等の競争入札参加資格審査申請について、地方自治法（昭和２２年４月１７日法律第６７号）第２３４条第６項に基づく、同法施行令（昭和２２年５月３日政令第１６号）第１６７条の５及び第１６７条の１１による入札参加資格について、次のとおり定めたので、美深町財務規則（平成７年３月１０日規則第１号）第１００条及び第１１５条の規定により、次のとおり公示する。

令和８年１１月１６日

美深町長　草　野　孝　治

記

１　審査基準日　　令和８年１２月１日

２　入札参加に必要とする資格要件

（１）　基本的要件

①　参加しようとする競争入札等に付される事項の性質又は目的上、その履行について法令の規定に基づく許可、認定、登録等を必要とするものにあっては、当該許可、認定、登録等を受けている者であること。

②　政令１６７条の４第１項の規定に該当するものでないこと。

③　政令１６７条の４第２項の規定により競争入札に参加させない者の決定を受けた後、その決定に係る期間を経過しない者、及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

（２）　契約の種類別要件

①　工事の請負契約

工事の請負契約についての資格者は、次の各号に掲げる要件を満たしている者とする。

ア　建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の許可を受けた建設業者であること。

イ　申請しようとする月の初日現在において、前項の許可を受けて２年以上当該建設業を営んでいること。ただし、前年度に資格を得ている者、協同組合及び協業組合はこの限りでない。

ウ　資格審査の申請をする日の１年７か月前の日の直後の事業年度の終了の日（以下「基準日」という。）以後に、建設業に係る建設業法第 27 条の 29 第 1 項に規定する総合評定値の通知を受けていること。

エ　基準日以後に受けた建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営事項審査の申請をした日の直前の事業年度の終了の日の直前２年の各事業年度のいずれかの決算において、当該建設業に係る完成工事高を有していること。

オ　雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務を履行していること。ただし、当該届出の義務がない者を除く。

②　建築物の設計に係る契約

建築物の設計に係る契約についての資格者は、次の各号に掲げる要件を満たしている者とする。

ア　建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所についての登録を受けたものであること。ただし、建築設備のみの設計

を業とする場合は、この限りでない。

イ　申請しようとする月の初日現在において、引き続き１年以上その事業を営んでいること。

ウ　申請しようとする月の前月末日からさかのぼって１年間に、その事業にかかる売上高を有していること。

エ　個人にあっては、従業員が３人以上であること。

③　土木施設物の設計、地質調査、技術資料作成及び造林に係る契約

土木施設物の設計、地質調査、技術資料作成及び造林に係る契約についての資格者は、次の各号に掲げる要件を満たしている者とする。

ア　申請しようとする月の初日現在において、引き続き１年以上その事業を営んでいること。

イ　申請しようとする月の前月末日からさかのぼって１年間に、その事業にかかる売上高を有していること。

ウ　個人にあっては、従業員が３人以上であること。

④　測量に係る契約

測量に係る契約についての資格者は、次の各号に掲げる要件を満たしている者とする。

ア　測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条の規定による測量業者の登録を受けたものであること。

イ　申請しようとする月の初日現在において、引き続き１年以上その事業を営んでいること。

ウ　申請しようとする月の前月末日からさかのぼって１年間に、その事業にかかる売上高を有していること。

エ　個人にあっては、従業員が３人以上であること。

⑤　庁舎等清掃に係る契約

庁舎等清掃に係る契約についての資格者は、次の各号に掲げる要件を満たしている者とする。

ア　建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）第 12 条の２第１項第１号又は第８号(建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成 13 年法律第 156 号）附則第３条の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の第 12 条の２第１項第６号）の登録を受けていること。

イ　申請しようとする月の初日現在において引き続き２年以上その事業を営んでいること。

ウ　申請しようとする月の前月末日からさかのぼって１年間にその事業に係る実績を有していること。

⑥　庁舎等警備に係る契約

庁舎等警備に係る契約についての資格者は、次の各号に掲げる要件を満たしている者とする。

ア　警備業法(昭和 47 年法律第 117 号)第４条の規定による警備業の認定を受けていること。

イ　警備業法第９条の規定による届出書の提出を必要とする者にあっては、当該届出書の提出を行っていること。

ウ　申請しようとする月の初日現在において引き続き２年以上その事業を営んでいること。

エ　申請しようとする月の前月末日からさかのぼって１年間にその事業に係る実績を有していること。

⑦　その他の契約

物件の購入、役務の提供、その他の契約についての資格者は、次の各号に掲げる要件を満たしている者とする。

ア　申請しようとする月の初日現在において引き続き１年以上その事業を営んでいること。

（3）　共同企業体に係る要件

①　共同企業体が資格者となろうとするときは、当該共同企業体の構成員のすべてが同一業種

についての資格者であること。ただし、特別の事情がある場合は、異なる業種の資格者を構成員とすることができる。

② その他町長が定める共同企業体としての要件を満たす者であること。

（4） 協同組合等に係る要件

① 出資の額が当該事業を営むものに適合したものであること。

② 契約履行のために必要な職員（当該履行に関し技術的管理を必要とするものにあっては、技術職員を含む。）を確保していること。

③ 建設工事に係る契約であるときは、組合員たる資格者（級別格付基準によるＣ級又はＤ級に格付けされた者（当該年度の格付が未了の場合は、前年度において、同一業種においてＣ級又はＤ級に格付けされた者）に限る。）がその組合員の過半数を占めるものであること。

3 受付期間及び申請方法

（1） 建設工事・設計等（電子申請のみ）

令和８年１２月１０日（木曜日）から令和９年１月２９日（金曜日）まで

原則、北海道市町村入札参加資格共同審査システムによる電子申請とする。

なお、インターネット環境がない等の理由がある町内業者に限り、紙媒体の申請書類を受け付けますので、美深町役場総務課総務グループ管財係へ連絡すること。

【北海道市町村入札参加資格共同審査システムによる電子申請】

●システム利用申請及び電子申請入口

北海道市町村入札参加資格共同審査ポータルサイト

URL: https://www.hoctec.info/kyoshin/

●共同審査に関するお問い合わせ

一般財団法人　北海道建設技術センター　市町村支援課　入札参加資格審査担当

TEL: 011-733-2322　　E-mail: kyoshin@hoctec.or.jp

※電話によるお問い合わせは、9時00分から17時00分まで。（土日・祝日を除く）

※メールによるお問い合わせは、24時間送信可能

（2） 物品の購入、役務の提供等（原則、紙媒体による郵送での提出）

令和８年１２月１０日（木曜日）から令和９年１月２９日（金曜日）まで

（土日・祝日を除く）　9時00分から17時00分

原則郵送のみ、ただし、町内に本店、支店又は営業所等がある場合は持参可とする。

美深町様式か業者独自の様式に下記の必要書類を添付してください。(物品の購入の場合、町内業者については申請書様式が役場総務課総務グループにあります。)

① 営業に関し、法令の規定に基づく許可、認定、登録等を必要とするものにあっては、当該許可、認定、登録等に係る許可書、通知書又は証明書の写し

② 登記事項証明書（個人の場合は市町村長が発行する身分証明書）

③ 営業経歴書（美深町様式の場合は申請書内に記載してください）

④ 資格者名簿（営業に関し、法令の規定に基づく資格が必要な場合）

⑤ 委任状（年間委任状）

⑥ 納税証明書（国税、道税、町税に未納がないことの証明書）の写し

⑦ 誓約書

⑧ 決算書（直前１年度分）

⑨ 印鑑届出書（申請書等に使用印鑑等の欄がない場合は、実印と使用印鑑の届出書を作成。印鑑証明書は不要です。）

●書類提出先　美深町役場　総務課総務グループ管財係（２階）

4 競争入札参加資格の有効期間

令和９年４月１日から令和１１年３月３１日までとする。